第12章　更生会社の取締役、執行役及び監査役
1　取締役の選任
次の者を取締役に選任する。
飛鷹　昌仁（管財人）
青島　伸雄（管財人）
根津　璋一（株式会社カナサシエンジニアリング取締役）
2　監査役の選任
次の者を監査役に選任する。
秋山　和幸（管財人）
3　代表取締役の選定
次の者を代表取締役に選定する。
飛鷹　昌仁（管財人）(住所（省略))
4　取締役、監査役の任期
前記取締役、監査役の任期は、更生計画認可決定の日から１年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
5　役員の変更、補充又は増員
前記の任期内に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。
変更又は補充により選任又は選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。
6　取締役、監査役の報酬
取締役、監査役の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。
第13章　更生会社の労働関係
更生会社の従業員との雇用契約については、全員一旦解雇したうえで、今後の更生会社の再建に向けて適切と判断される人員につき再雇用を行う。解雇に伴う退職金は、共益債権として支払を行う。
第14章　子会社に関する措置（完全子会社株式会社カナサシエンジニアリングの吸収合併）
1　株式会社カナサシエンジニアリング
株式会社カナサシエンジニアリング（以下、「ＫＥＲ」という。）は、更生会社が100％の株式を保有する完全子会社である。
ＫＥＲは、静岡県御前崎市に工場を所有し、主に耐震貯水槽の製造を業務としている。また、ＫＥＲが100％の株式を保有する株式会社カナサシテクノサービスが存在するが、休眠会社であって稼働はしていない。
2　吸収合併の実行
以上のように、ＫＥＲは更生会社の耐震貯水槽（陸機）事業を分社化したものである。しかし、完全な分社化が図られているわけではなく、更生会社内にも耐震貯水槽（陸機）部門が存在するなど組織・会計の重複が生じており、他方、分社化を維持する特段のメリットも存在しない。そこで、組織の簡易化・効率化を図るため、更生会社は、ＫＥＲを吸収合併することとした。
ＫＥＲの吸収合併により、ＫＥＲは消滅し、株式会社テクノサービスは更生会社の子会社となる。
3　吸収合併契約において定められる事項
⑴　商号及び住所
＜吸収合併存続株式会社＞
更生会社株式会社カナサシ重工
静岡市清水区三保491番地の１
＜吸収合併消滅会社＞
株式会社カナサシエンジニアリング
静岡市清水区三保491番地の１
⑵　合併に際して交付する金銭等
更生会社は、吸収合併消滅会社の全株式を所有しているので、本合併に際して、吸収合併消滅会社の株主に対して、その株式に代わる金銭等の交付を行わない。
⑶　合併の効力発生日
更生計画認可決定日とする。
第15章　法51条１項本文に規定する手続又は処分における配当等に充てるべき金銭の額又は見込額及びこれらの使途、法108条１項の規定により裁判所に納付された金銭の額及び使途
本件では該当する処分等はない。
第16章　争いの落着しない権利に関する措置
管財人を原告とする請負代金請求事件１件の訴訟が係属中であるが、これについては、最大限の努力を尽くして早期解決を図る。この訴訟について和解を必要とするときは、裁判所の許可を得て行う。
（別表１ないし14省略）
静岡地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２２年（再）第２号
群馬県前橋市下小出町２丁目24番地15
再生債務者　ニットー開発株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年12月６日　　前橋地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第２号
静岡県浜松市中区葵西６丁目25番40号
再生債務者　新村化成工業株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　静岡県浜松市中区中央２丁目10番１号　浜松青色会館４階　渥美利之法律事務所　弁護士　渥美　利之
3　廃止の理由の要旨　決議に付するに足りる再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになった。
平成23年12月５日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第７３号
埼玉県草加市新里町813番地９
再生債務者　菊地　昭一
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月10日から平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第８６号
埼玉県草加市西町455番地６
再生債務者　久保島直人
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月10日から平成24年１月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第８９号
埼玉県春日部市豊野町１丁目24番地28
再生債務者　片平　武士
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月10日から平成24年１月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第９０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字倉松690番地５
再生債務者　丸山　利行
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月10日から平成24年１月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第３６号
釧路市星が浦大通４丁目６番15号
再生債務者　岩本　　崇
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月27日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月10日から平成24年１月17日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（再イ）第８０号
埼玉県越谷市千間台西５丁目２番地22　ＬａＬａＬａ205
再生債務者　竹内　貴行
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月27日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月10日から平成24年１月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第９３号
埼玉県春日部市八木崎町９番地10　プチショコラ203
再生債務者　佐藤公美子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月27日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月10日から平成24年１月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係